

**社会福祉法人いーはとーぶ**  
**役員及び評議員の報酬等に関する規程**

(平成 29 年度 第 1 回理事会承認)

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人いーはとーぶ定款第 8 条と第 21 条の規定に基づき役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会及び業務等)

第 3 条 役員及び評議員が理事会及び評議員会に出席した場合、法人の運営業務にあたった場合は、報酬として 1 回につき 2,000 円支払うことができる。

2 監事が法人及び事業の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、1 回 10,000 円支払うことができる。

3 出席に伴う交通費の費用については、実費を支給することができる。但し、いーはとーぶ給与規程第 12 条の通勤手当を準用する。

(出張旅費)

第 4 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。

2 旅費は、原則として実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第 5 条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第 6 条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。